

一般社団法人 青森県ユネスコ協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人青森県ユネスコ協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を青森県青森市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、ユネスコ憲章の精神に基づきユネスコ活動の推進を図り、国際相互理解と親善に努めるとともに、国際社会の進歩発展に貢献するための事業を行い、世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 国際親善交流
- (2) 在日外国人との交流
- (3) 世界遺産等の保護保全に関すること
- (4) 青少年のユネスコ活動の推進
- (5) 講演会、研究会、外国語教室等の開催
- (6) 地域の教育的、文化的発展に関すること
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、この法人の事業に賛同する個人及び青年又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 会長が入会を承認した場合は、会員名簿に登録しなければならない。

(会 費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、次の会費を支払わなければならない。

- (1) 個人会員 年額 10,000 円
- (2) 青年会員 年額 2,000 円
- (3) 団体会員 年額 50,000 円

- 2 この法人が定める青年の年齢は、15歳以上35歳未満とする。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 前条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総会員が同意したとき。
 - (3) 個人会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
 - (4) 団体会員が解散し、又は解散と同様の状態になったとき。
 - (5) 法定後見制度の後見又は保佐の審判を受けたとき。
 - (6) 除名されたとき。
 - 2 会員が前項の規定により、その資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。
 - 3 この法人は、会員が資格を喪失してもすでに納入した会費その他の金品は返還しない。
(除 名)
- 第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、総会の1週間前までにその旨を通知し、総会の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議 決 権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- (書面等による議決権の行使)
- 第19条 総会に出席できない会員は、理事会で定めるところによりあらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については出席したものとみなす。
- (議事録)
- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 総会に出席した会員の数
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (7) その他法令で定める事項
- 2 議長及び議事録署名人2人以上は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上11名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の業務に従事し、総会の決議した事項を処理する。
 - 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 25 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時
までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第 26 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第 27 条 役員に対して、報酬等を支給することができる。

2 報酬等を受ける役員及び報酬等の支給の基準については総会の決議により別に定める。

第 5 章 参 与

(参 与)

第 28 条 この法人に参与を置くことができる。

2 参与は、会長が指名する。

3 参与は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席しなければならない。

(権 限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会の招集の通知は、1 週間前までに書面で通知を発ししなければならない。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者がこれに当たる。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議において特別の利害関係を有する理事を除く過半数が出席し、その過半数を
もって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、
理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければ
ならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 理事会に出席した会員の数

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

- (6) その他法令で定める事項
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 補助金
- (4) 賛助金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる果実
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第36条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の決議を経て別に定める。

(長期借入金)

第37条 この法人が、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て総会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、事業報告についてはその内容を定時総会に報告し、計算書類については定時総会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、法令の定めるところにより、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第43条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 事務局長及びその他の職員の事務分掌、給与などについては、会長が定める。

第10章 補 則

(加盟)

第45条 この法人は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟に加盟する。

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は脇川利勝、専務理事は塩谷彰宏とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款は、令和2年5月30日から施行する。
- 2 この定款は、令和6年5月31日から施行する。